酒税

酒類の製造・移出等承認申請書
（ウイスキー等類似スピリッツの移出承認申請用）

収受印

整理番号	※

2通提出

令和　年　月　日 税務署長　殿	申請者	（住所）〒　－	（電話） 局 番
		（フリガナ） （氏名又は名称及び代表者氏名）	
		（法人番号）　税務署提出用２通のうち１通のみに記載してください。 個人の方は、個人番号の記載は不要です。	

下記事項について承認を受けたいので、酒税法施行令第56条第４項の規定により申請します。

記

申請事項（根基条文）	ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを移出すること。 （酒税法施行規則第17条第１号）
行為場所の所在地及び名称	
申請理由	
行為年月日又は行為期間	
承認を受けようとする製造・移出等の具体的内容又は範囲	

※　第　　号

令和　年　月　日

＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

酒税法第50条第１項の規定により上記の申請のとおり承認します。

※ 税務署処理欄	番号確認		入力年月日		担当者	

酒類の製造・移出等承認申請書（ウイスキー等類似スピリッツの移出承認申請用）の記載要領

1　この申請書は、酒税法施行規則第 17 条第１号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを移出するため、酒税法第 50 条《承認を受ける義務》の規定による承認を受けようとする場合に、２通提出してください。

2　「申請理由」欄には、承認を受けようとする理由を記載し、未納税移出について承認を受けようとする場合には、その旨が分かるように記載してください。

3　「行為年月日又は行為期間」欄には、実際に移出を行おうとする行為別に申請する場合は、移出の予定年月日を、法令解釈通達第２編第 50 条第 1 項関係の１〈承認の取扱い〉により申請をする場合は、移出を行おうとする行為期間（毎年４月１日から翌年３月 31 日までの間で最長 1 年）を記載してください。

4　「承認を受けようとする製造・移出等の具体的内容又は範囲」欄には、承認を受けて移出しようとする酒類について、次に掲げる事項を記載してください。

なお、所定の欄に記載することができないときは、別紙（任意の様式）に記載の上、申請書に添付してください。

- 販売見込数量（移出見込数量）
- アルコール分
- 広告宣伝方法
- 販売先及び販売方法
- 未納税移出先及び未納税移出の目的
- その他参考事項

5　この申請書には、「ウイスキー等類似スピリッツの移出に係る誓約書」又は「ウイスキー等類似スピリッツの移出に係る誓約書（未納税移出用）」を添付してください。

なお、未納税移出について承認を受けようとする場合を除き、「ラベル・広告等提出書」を添付してください。

また、ラベル・広告等の審査に当たっては、審査手続の実効性を確保する観点から、関係酒造組合に対して意見を聴取する場合があります。

6　※印欄は記載しないでください。